

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1501001		処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部 消防部局		課	消防総務課			
根拠規定	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例				第3条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例			第4条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月8日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>○鈴鹿市コミュニティ消防センター条例 (使用の許可) 第3条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 略 (許可の基準) 第4条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。 ※管理運営上支障をきたすおそれがあるときの例 ・消防活動上支障があると認められるとき。 ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念されるとき。 ・鈴鹿市消防団排除条例第9条の公の施設の利用における制限に該当するとき。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	7日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1501002		処分名	許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	消防総務課		
根拠規定	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例				第3条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例施行規則			第5条第2項		
	②	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例			第4条		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月8日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○鈴鹿市コミュニティ消防センター条例施行規則 (許可の変更) 第5条 略 2 市長は、前項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可変更許可書(第4号様式)を交付する。 許可事項変更の許可の審査基準は、使用の許可の審査基準に準じる。</p> <p>○鈴鹿市コミュニティ消防センター条例 (使用の許可) 第3条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 略 (許可の基準) 第4条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。 ※管理運営上支障をきたすおそれがあるときの例 ・消防活動上支障があると認められるとき。 ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念されるとき。 ・鈴鹿市消防団排除条例第9条の公の施設の利用における制限に該当するとき。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	7日					
聴聞等							
備考							